

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
1	個人	14条2項	「警察等、被害者対応をする機関に対し、適切な対応や支援を行っているか適宜調査確認し、必要であれば当該機関に対し研修や改善指導等を行う。」のような旨の文章を入れるべきだと思います。 昨年、娘が痴漢の被害に遭いました。即日被害届を提出に警察署に行きましたが、警察の痴漢対応の部署には女性が一人も在籍していないとのことで、中年男性刑事が娘の聞き取りをしようとされました。娘はさすがに嫌だろうと、私が「すみませんが、女性の方へ変更してください。」と言い、交代してもらいました。その後、対応してもらった女性刑事も、「私は本当はこの係ではないのでけれど……」という趣旨の言葉があり、被害者がこんなにも雑に扱われるのかとびっくりした次第です。 警察職員は女性の比率が少ないということもあるとは思いますが、女性が被害を受けることが多い痴漢対応をする部署に一人も女性がいなかったことが当たり前になってしまっているのは、被害者は名乗り出ること大きなハードルになり、さらには警察での対応が心の傷になる可能性も高いと感じました。 支援センターが、性犯罪被害者対応する機関の現場の人間に対し、調査、指導、研修等ができるようになれば、被害者対応する職員の質が向上され、安心して被害者が訴えることができると思います。	ご意見のように、性暴力の根絶と被害者の支援に関わる機関の職員等(警察、相談窓口の職員等)は、適切な対応や支援を行っているかを常に自省し、かつ、職員相互間で確認し合い、更なる改善を図っていくことや組織体制の強化を図っていくことは必要と考えます。しかし、ご提案の趣旨は、第12条の規定により、そもそも不適切な対応事例が発生しないよう、職員等への研修を自らに義務付けていることや、仮に不適切な対応の事例があれば(この問題に限らず、県行政への苦情等に関する調査確認は、日常的に行われています。)、第16条の規定により、有識者を交えて「被害者に関する相談への対応のあり方」等について協議・検討されることになっていますので、現行の案に既に含まれていると考えます。ご理解、ご了承をお願いします。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
2	個人	2条2項2号	ストーカー行為を「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為」としています。これを「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項～第8項に規定するストーカー行為」に変更してほしい。 ストーカー行為等の規制等に関する法律2条1項～8項にある「つきまとい、待ち伏せ、押し掛け、立ちふさがり、見張り、うろつき」「監視していると伝える行為」「面会や交際の要求」「乱暴な言動」「連続した電話、ファクス、メール、SNS」「汚物や動物の死体などの送付」「中傷」「性的羞恥心の侵害」全てがハラスメントです。 特に、SNSでは女性に対する性的、暴力的な執拗な書き込みが多発しており、多くの女性が恐怖を感じています。2017年改正のストーカー法によりTwitter、Facebook、LINEなどのSNSへのメッセージの連続送信やブログへの執拗な書き込みを行うストーカーも取り締まれるようになりました（非親告罪）。 ストーカー行為を法律の2条3項に限定せずに、2条1項～8項全てと規定することが、真に性暴力を抑止し、性被害を防ぐことに繋がります。きちんと明記し、広く県民に周知してほしいです。	第2条第2項第2号のストーカー行為の定義で引用しています「ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第3項に規定するストーカー行為」は、同条第1項第1号から第8号までの全ての行為を「つきまとい等」と定義した上で、これを反復する行為としています。したがって、ご指摘の行為は、全て対象となっており、何ら限定はしておりませんので、ご安心ください。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
3	個人	2条	「性暴力」がどういうものなのか、何となく分かりそうで少しも分かりません。性犯罪としてすでに罰せられるものより広い概念のようですが、規制されるのに規制の対象が不明確です。特に、配偶者等性暴力というのは……。性暴力の一部でありながらそれだけ特定する意味がありますか？ 何となくDVを言いたいのでしょう。ストーカーと性暴力も一向に結び付きません。 また、セクハラが性暴力になる場合は限られると思うのですがどういうことを考えているんですか。 何人規制で規制を行う新たな概念を創設しておきながら、その対象があいまいなのは危険だと思います。	性暴力は、各種の性犯罪、DVのうち性的な性質を持つもの、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、様々な形で行われます。また、現在の法律では「犯罪」とされていない種類の行為もあります。しかし、性暴力として人権侵害行為となるか、人として自由に行えるべき行為であるかは、相手の「同意の有無」、「支配関係の有無」、「強制的有無」の3つの要件で判断できると考えています。一つでも該当すれば、それは性暴力です。DV、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメントも、この要件を当てはめると、それらが性暴力であることがご理解いただけるはずだと思います。確かに、抽象的で、すぐには判断しづらく感じるかもしれませんが、この3要件を意識していただくことが、県民の責務(第6条)でお願いしています「性暴力～に関する理解を深める」ことに繋がると考えています。また、これら3要件だけではなく、性犯罪やDV等の既に法律上の位置づけがされている行為を定義中に引用していますのは、法規制があることによって具体的な事例の蓄積があり、性暴力について判断し、考える際の助けになると考えたからです。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
3	個人	(続き)		なお、第16条第2項の規定によって公表される「性暴力となる行為に関する考え方、指針等(ガイドライン)」も参考になると考えていますが、このガイドラインに該当して、はじめて性暴力に該当するのではなく、上記3要件によって性暴力か否かは判断されることとなりますが、いずれにしても、今回の条例では、性暴力の規制を自主規制、つまり自ら守るべきものとしており、罰則等で強制するものとはしていません。 最後に、第2条第2項第3号のセクシュアル・ハラスメントは、全て性暴力に該当しますので、念のため申し添えます。
		3条、4条	基本理念、基本方針として似たような抽象的な表現が並んでいますが、何をしたいのかさっぱり分かりません。これは必要ですか？ いきなり障害者への性暴力が出てきますが何で？ 思いついた立派な理念をたくさん書いているだけだと思います。 また、性暴力の加害者を生まない社会づくりの気運を醸成する教育を重視しているようですが、こんなことでは性犯罪は減りません。残念ながら人間の社会である以上、一定程度の規範意識のない者は発生します。それを全て教育することは不可能です。それを行うより、犯罪企図者はいるものとして、防犯環境を整えるのが最近の社会の趨勢です。 元性犯罪者の登録制度を設けようとしているぐらいだから、議会も治らない者がいるとお考えなのでしょう。矛盾していますよ。通常の学校教育、社会教育で性犯罪はやっていけないと普通は理解できます。女性に差別意識があるから性犯罪を犯すではありません。こういう凶悪犯罪ほとんどが鬼畜の人間が犯すのだと思います。 効果ある理念とは思えない。	基本理念については、若干、修正整理しました。性犯罪に限らず、全ての犯罪は、ご指摘のように人間の本質的な部分も関わっており、「根絶」が困難なことは確かです。しかし、なお、その根絶に向けて、教育による規範意識の増進を中心とし、試行錯誤も交えて取り組んでいくことが、私たちの社会を無秩序から救い、維持していくうえで必要不可欠だと思います。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
3	個人	8条	傍観しないのは理想です。可能な範囲でと限定していますが、県民に対し積極的な行動まで求めるのはいかがなものでしょうか。実際に暴力の場に接した場合、何もできないのが通常であって、警察への通報が関の山ではないのでしょうか。それすらできなかったとしても責められる筋合いはないでしょう。万一、条例にしたがって、二次被害でも出たらどうしますか？ 飲酒運転撲滅推進条例の通報義務も余計なお世話だと思いますが、あれはまだやることにあまり無理はありませんけれど、第三者の法律違反を無視したら違反になるような法令を見たことはありません。警察官でもなく、公務員でもないのですから。	関係団体からも同様のご意見をいただいております、その趣旨を踏まえて原案を修正しています。なお、傍観者とならずにできる範囲で性暴力の防止に役立つ対応方法を研修によって習得していただくことから始める必要がありますので、第12条の研修内容に加えています。
		9条	率先垂範は必要ですか。知事、議員、県職員が性暴力やったら当然クビでしょうし、性犯罪を犯さないのは当たり前のことです。飲酒運転撲滅推進条例の場合は、まだ、全国民が犯しがちであり、ひと昔であれば田舎だと飲酒運転にルーズであって少しであればいいだろう、みたいな風潮もあり、飲酒の不祥事も報道されていましたからまだ率先する意味がありましたが、さすがに知事等は「性犯罪を絶対やりません。」と宣言しても気恥ずかしいですよ。性犯罪を抑止する施策を行うのは当然仕事であるでしょうし、県職員や議員がプライベートで抑止するとは……。防犯パトロールでもしますか。議員に防犯パトロールを義務付けますか。リアリティがありません。 他の法令でこういう規定をあまり目にしたことはありません。	

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
3	個人	10条	1項 定義があいまいな性暴力を何人規制するのは罪刑法定主義の理念に反しませんか。逐条を見ましたが、16条3項のところに、性暴力の概念があいまいなので考え方を示すと書いてあります。そういう状態なのに何人もしてはいけないんですよね。もちろん罰則はないですが、逐条にもこの条項の違反は違法行為となると書いてあります。 2項 インターネットに流布とありますが、全世界の人が流布することが可能ですが、福岡県民が福岡県民の情報をネットに載せたら規制対象ということですか？ 条例ですが、何人の範囲はどこまでですか？ いくら罰則がなくても、違法行為の構成要件は具体的である必要があると思います。条例の適用範囲は限られるはずで、インターネットの制限は自ずと限定されるはずです。	まず、本条違反の行為は刑罰の対象となるものではありませんから、「罪刑法定主義」の問題とはなりません。また、性暴力は、権利侵害行為ですから、その意味では、当然違法な行為です。ただし、法律によって犯罪とされる行為以外は、民事的な意味での違法性ということになります。なお、本条例の規定や本条例に基づき別に示されるガイドライン等は、法規性はありませんから、その判断の参考となるにすぎません。
		12条	「この条例の施行に関し重要な役割を担う者及び希望する者」で「及び」と殊更に並列にしている以上、前者は絶対研修を受けるべきで、後者は希望者があればとも読めます。まず逐条に前者の内容は学校、施設、病院等の教員又は職員、警察職員等や弁護士等とありますが、皆さん忙しいし強制的に受けさせることは無理なので、結局希望者に研修を受けてもらうことになりませんか。 また、どんな内容の研修をするのでしょうか？ 弁護士や警察職員に今更、性犯罪は卑劣ですとか教えますか？ どんな研修を想定していますか？ 受益的な性格だとしても、施策の対象として研修を受ける要請をする者については対象を明らかにする必要があります。	この条例の施行に関し重要な役割を担う者は、この条例により、具体的な業務を行う者となりますから、直接、性犯罪その他の性暴力の防止に関する業務又は性暴力の被害者の支援を行う者ということになります。これらの者は、職務命令の一環として研修を義務的に受講し、外部の団体や弁護士等に業務を委託する場合は、委託契約によって研修の受講を義務づけることができます。一方、義務付けができない外部の弁護士、検察官、医療機関の職員等については、希望者ということになりますが、県内事業者には雇用される方については、第7条第1項の規定による研修への参加が事業者の協力義務の範囲で可能になります。なお、研修内容については、専門的、技術的な研修を想定しており、その概要を明示するよう修正しました。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
3	個人	17条、18条	絶対やめた方がいいと思います。大阪でも弁護士会が反対意見を出しているの、人権上問題があるのはすでにご存じでしょう。社会復帰支援のためと言っていますが、本当は、元犯罪者に届出をさせて、所在を明らかにすることによって、無言の圧力をかけることが狙いなのは明らかです。人権を制限するとしたら、条例では限界があると思いますが、元犯罪者の人権なんかどうでもいい。福岡県民を守ることが大事だと覚悟があるのならそれもいいでしょう。 でも、多分効果はそれほどないですよ。なぜなら、5万円の過料があるからと言ってそれを守る人は遵法意識が高い人でしょう。また言わなければ誰も分からないはず。誰かのタレコミがあったとしてそうするともう届出したことと同じことが県に分かってるわけだから、もう払っても同じことですよ。だから、無理やり作っても、訴訟リスクだけ高くて大して効果はないと思います。 また、元犯罪被害者の治療のために県が費用を負担するのは県民の理解が得られますか。これは県民のためだからという言い訳を書かなくていいです。何かのために個人の医療費まで見るような法制度をあまり見ませんが……。あと勧奨は本当にできるんですか、法的な命令ではないのでしょうか。大して効力もないのに書かない方がいいですよ。 ざっと大阪のネット情報を調べましたが、大阪では登録が100名超。罰則を適用した件数は0だそうです。多分、作ったもののまじめに運用されてないのですよ。 18条で、支援プログラムや医療を県が適用するとありますが、授益的行為なのにしなかったら罰則って矛盾しますよね。罰則をかけて強制するほど嫌な行為なのです。また、大阪は子どもを守るためなのですが、福岡では限定がない。矛盾でしょ。多分、大阪では大きな問題は起こっていないから、これぐらいなら大丈夫とだっと思われたのでしょうか。	6番の意見に対する議会の考え方をご参照ください。 なお、過料を課すこととしているのは、届け出をぜひ行っていただきたいからであり、真剣に社会復帰に取り組んでいただきたいからです。過料を課すこと自体が目的ではなく、大阪府でも、過料を課した事例は、まだ、ないと聞いています。しかし、一方で、実際に届出をし、社会復帰指導等を受けてからでなくては、この制度の意義を理解していただくことは困難ですから、過料がない努力義務と同然の規定では、ほとんど、届け出は望めないと思われます。過料を課さないのは、まじめに運用していないのではなく、粘り強く見守りの取組を続けておられる結果だと考えています。なお、本県条例の本条の規定も、主たる目的は、子どもに対する元受刑者の社会復帰の支援とそのことにより子どもを性犯罪から守ることにあり、大阪府の条例と目的は同じです。子どもに対する性犯罪の結果は、極めて重大です。むしろ、再犯防止による社会復帰を支援することで、一件でも性犯罪が減らせれば、着実な成果だと考えています。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
3	個人	19条	同じ県に犯罪被害者支援センターと加害者支援センターを作るのですか。被害者の理解が得られますか。 1項後段と2項の意味するところが分かりません。加害者支援と被害者の情報流出の関係の意味が分かりません。 2項、このようなことを矯正機関が許してくれますか。 2項の矯正機関の典型は刑務所だと思うのですが、受刑者が「福岡県で性衝動を治すための支援を受けたいので、福岡に行きます。県に言って登録してください。」、刑務所「分かった。素晴らしい。すぐに県に連絡をとる。」ということですか。 刑務所に非常に失礼な話ですね。刑務所にできるか聞きましたか。というか、そのような連携ができるぐらいなら、17条で届出させなくても連携して聞いた方が確実だと思います。できないのでしょうか……。	本条では、被害者が加害者側に遭遇することを心配せずに相談を受けることができるよう配慮すべきことを規定していますが、より具体的に文言を修正しました。被害者支援と加害者支援を同じ部署で担当しますと、誤って被害者情報が加害者側に流出するリスクが生じますし、少なくとも、被害者は、そのことを心配されることから、配慮義務を明記したものです。なお、矯正施設等との連携とは、本条例の規定の趣旨について出所者に情報提供していただくこと等であり、登録を代行していただくことではありません。また、矯正施設等の側でも、このような情報提供等に関する協力は、組織間の任意の協議によるものよりも条例上の根拠規定がある方が容易となるため、明記するものです。また、2項の規定については、矯正管区等のご意見を確認して、最終案を決定することにしています。
		20条	支援センターの紹介で医療機関の診療を行うのだから、もう話はついているのではないのですか。 なんでも条例で義務付けするのは気分がよくないです。	条例で明示することによって、性犯罪の被害者に支援内容に関する予測可能性を与えることが主たる目的であり、また、医療機関側としても、条例上の根拠があった方が、具体の取組・協力を行いやすいと考えています。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
3	個人	21条	性犯罪を含むはずの被害者支援は、この条例で準用するのではなくて、福岡県犯罪被害者等支援条例ですでにやってるのではないですか？ 2項、公設のシェルターをざっとネットで調べたところ、見当たらないんですが大丈夫ですか？ 民間を支援するぐらいにした方がいいのではないですか。 無駄な条文は書かない方が……。何か条文が矛盾しています。 公設でシェルターを作るイメージがわかりません。山奥や地下に収容施設を作るのですか？ シェルターというと生活の場を提供するのだから、その経費を県が負担するとすれば、偽DVとかどう見分けますか？ 知事にその機能があるとは思えません。みんな嘘について、訴えそうな気がします。	犯罪被害者支援条例の「被害者」と、性犯罪以外の行為も含む「性暴力」の「被害者」とでは、同一範囲であるか否か疑念が生じることも想定して「準用」としていましたが、ご意見を踏まえて同一範囲と解釈できることを確認し、修正をしています。なお、「必要性」については、経験を有する支援センターや支援団体の方の意見も踏まえて判断することになると考えています。
4	個人	3条	1号について、誰の「人として尊厳を貶める」のか、及び誰の「人の性に関わる自己決定権及び自由」を侵害するのかを明記すべき。 3号について、「性暴力は性差別意識から発生する」というのは必ずしも正しいとは言えないと思われるので削除すべき。「優越的な力の濫用」は特に問題ないと考えられる。 1号については、性的自己決定権の侵害が直ちに当該被害者の尊厳を貶め、又は踏みにじるというのは十分な根拠があるとは言い難いので本来は尊厳云々は載せない方が望ましい。しかし、載せる場合でも被害者個人の、又は女性全体の「人としての尊厳を貶める」のかが不明瞭であるので明確にすべき、「性の自己決定権及び自由」は文脈からして被害者個人のというのは一応は解り得るが、こちらも同様に明確にすべきである。 3号の「性暴力は性差別意識から発生する」というのは主に一部のフェミニズム系の団体が主張しているにとどまることで根拠があるとは言えないので当該部分を削除すべきである。	1号の対象となるのは、性暴力の被害者一般ですが、自明のものとして省略しています。性暴力が人権侵害行為であることは、一部の団体等の主張ではなく、世界共通の理解となっていますので、意見提出者におかれましても、是非、ご理解を賜りたいと思います。また、性暴力が性差別意識から発生する場合も多いと考えていますが、それだけを原因と考えているような誤解を与える恐れがあることから、3号は1号に吸収させました。
		10条	報道・言論・表現の自由に対して配慮する項目を設けるべき。 まず、被害者自身がネットで被害を告白し難くなる問題や事件報道がより行い難くなる問題、更には2次被害の防止を名目にして表現規制がいたずらに拡大するおそれがある。	本条につきましては、他の団体からも同趣旨のご意見をいただき、文言を修正しています。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
4	個人	17条	本条は撤回すべきである。撤回しない場合でも少なくとも次のとおり修正すべきである。 1 届出対象となる罪から2条1項2号を削除。 2 被害者の年齢が13歳以上18歳未満の出所者を除外すべきである。 また、犯行時20歳未満の者を除外すべきである。 本条は出所者の人権を制限するものであるが、立法事実が欠如している。 まず、性犯罪の再犯率は窃盗や覚醒剤関連よりは高いとは言えない。また、「魂の殺人」と言われることも少なくない程、被害者の被害感情は一般に極めて大きく、PTSDで1か月から数年程度苦しむ例もある一方、自殺に至ったり死の直前まで苦しむ例は稀であるという点は軽視できない。幸いにも強姦被害でも半数、強制わいせつで8割がPTSDにならず一過性の苦痛にとどまり、この点は生命・未来を必ず永遠に絶たれる殺人被害者とは明確に異なることも事実である。 さらに、不安感情のみで人権制限は全体主義や排外主義と本質は変わらない。また、性犯罪は性的自己決定権の侵害だが、財産権の侵害等より格段に重いとまでは言えない。 2条1項2号については、20代の者が18歳未満の者と真摯に恋愛していたにもかかわらず適用になったケースもあるとされ、通常の恋愛まで委縮させるおそれがあり、反対である。 また、現在、警察の監視対象でない13歳以上18歳未満を被害者とする出所者に対して、監視を独自条例で拡大することは地方政府の権限を逸脱している。そもそも出所者に対する監視の検討は中央政府が慎重に議論した上で、必要性の有無を含めて検討する性質のものであり、大阪府のケースもそもそも問題だが、一応は有識者の議論は行っているようであるが、福岡県のケースでは有識者による議論すら行われた形跡もなく、届出義務は撤回すべき、又は既に監視対象になっている13歳未満を被害者とする出所者についての治療を特に強く勧奨し、治療する場合の必要事項を登録する内容に修正すべきである。 さらに、犯行時20歳未満の者の実刑を受けた者については、犯行当時同年代の者に対して行っている場合もあり得る点や可塑性が高いとされる面もあるので住所等登録義務から除外すべきである。	意見の3番及び6番に対する議会の考え方をご参照ください。なお、左記の1と2のご意見は、趣旨が不明ですので、考え方の提示は、控えさせていただきます。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
5	個人	15条1項	「相談者意思と立場に即して」を「相談者の意思と立場を尊重して」に変更してほしい。 支援センターの相談姿勢は、あくまで相談者を最大限に尊重した対応であるべきで、「即して」という言葉は指示するというニュアンスが強すぎると考えるため。	「即して」は、「(被害者に) 寄り添って」と同義であり、「指示する」という意味合いはないと考えています。
		21条2項	シェルター（公設の避難所をいう。）を官民を問わず性被害者が利用可能なシェルターに変更してほしい。 民間団体は、これまでも被害者支援に当たってきており、かなりのスキルと実践で経験を積んできている。官・民の運営におけるメリット・デメリットがあるので、連携して支援に当たるべきと考える。	ご意見の趣旨等も踏まえて修正。
6	法人	題名	性暴力「抑止」という表現は、3条の「根絶し」という表現と整合しないし、性暴力の発生は避けられないような考え方が前提とされてしまう懸念がある。根絶を目指すのであれば「抑止」は適切でなく「根絶」とすべきである。	ご意見の趣旨を踏まえて修正。
		1条	上記のとおり、目的が性暴力の「抑止」では足りない。また、「性犯罪その他の性暴力」とあるが、2条3項で『性暴力』とは、性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為などと定義付けられており、同条の定義と整合性がとれていない。1条の文言は「性暴力」だけでよいのではないか。	抑止についてはご意見の趣旨を踏まえて修正。「性犯罪その他の」は性犯罪は例示ですから性暴力の定義と矛盾はないと考えますが、疑念を避けるため、「性犯罪をはじめとする」に修正しました。
		2条1項	「『性犯罪』とは、」において、刑法176条から181条までとなっているが、174条（公然わいせつ）、175条（わいせつ物頒布）、182条（淫行勧誘）、226条の2（わいせつ目的人身売買）等を含めておらず、また、虐待防止法2条2項を列挙していない理由が不明である。リベンジポルノについてはどのように考えているのかについても言及されておらず、検討が不十分である。	公然わいせつ等については、第2条第1項第6号に該当。第17条の対象にしないため、1号からは外しています。リベンジポルノについては、ご意見を踏まえ、修正しています。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
6	法人	2条2項	2項全体について、3項との違いないし区分けが不明瞭である。同項1号の「配偶者に類する親密な関係を有する者」には、男性被害者や同性パートナー等のLGBT当事者の被害者も含まれることをより積極的に明記すべきと考える。 また、「配偶者等性暴力」は、配偶者・パートナー間でも性暴力がありうるということを明らかにする意味で設けられていると解されるが、「身体に対する暴力」は性的要素がなくとも本条項の対象となるのか否かが不明瞭であるし、「性的虐待の性質を有するもの」という文言も、その前に、「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とされているのであるから、わざわざ「性的虐待の性質を有するもの」に限定する必要はなく、性的性質を有するもので足りるはずである。「性的虐待の性質を有するもの」という文言を入れると、「性的虐待」とは何かの定義が必要となるし、逆にそれに該当しないものは性暴力にあたらないということになってしまうのではないか。つまり、配偶者・パートナー間においては性暴力の定義が限定的になってしまうことになり、問題である。 同項3号について、本条例が、性暴力を「セクシュアル・ハラスメント」も含む幅広い概念と考えるのであれば、「セクシュアル・ハラスメント」に人事院規則10-10と同じく「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」が含まれることを明記すべきであるし、さらに、性的指向や性自認に反する行為も含めるべきである。また、「その他」の定義が不明確である。	ご意見の趣旨及び他のご意見等を踏まえて修正
		2条3項	本項の「性暴力」の定義は、「暴力」（有形力の行使）との整合性はなく、社会感情・感覚に迎合した曖昧・不明確な表現であるから、更に検討を要するのではない。	本条例では、「性暴力」は、有形力の行使を要件とは考えておりません。刑法上の構成要件は別として、本条例で根絶すべきと考えております「性暴力」は、同意、対等、非強制のいずれかを欠く性的行為です。
		2条5項	「性被害」を「心身の被害」と一括りにすると、心的被害と性被害の区別ができなくなり、被害形態・加害形態に応じた適切な支援の策定ができない危険がある。	ご意見の趣旨を踏まえ修正
		3条全体	逐条解説には、「この条例が適用される者は、この基本理念に即して行動しなければならない。」との記載があるが、これは福岡県民に対する義務付けを伴うものか否かが不明瞭である。仮に県民全てに対する義務付けを伴う条例であれば、あまりにも県民に対する周知や議論が不足している。	ご意見の趣旨を踏まえ、修正。ただし、自主的な取組を義務付ける点は、人権侵害をしないことは当然の義務であることから維持しています。
		3条1号	1号と3号とを別項目として書き分ける趣旨が不明瞭である。	ご意見の趣旨を踏まえ修正

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
6	法人	3条2号	子どもに対する性暴力の加害者に親族や関係者が多いことを考えると、子どもに対する性暴力から子どもを守る主体を他にも挙げるべきではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ修正
		3条3号	「性暴力は性差別意識や優越的な力の濫用によって発生する」とあるが、そのように断定することについては疑問がある。必ずしもそれだけでないケースは多々あり、このような断定をすることによって、かえって性暴力について誤った認識を広げることになるのではないか。性暴力について、従来の男性から女性に対する、構造格差の中でのそれという狭義のものと考えず、親密圏において幅広く存在する様々な暴力であり、女性から男性に対するもの、同性パートナー間等においても成立しうると考えるべきであるし、性的マイノリティの方達への差別は性差別意識であると考えられることできる。このように、性差別意識と優越的な力関係だけでくくり切れるのかという疑問がある。 また、性暴力に関する知識が十分に浸透していない社会において、「一人一人が、性に関する自らの認識を常に問い直し、自らの性的な言動が他者の心情に与える影響に配慮して行動する」といった条項を掲げた場合、同条4号の存在にもかかわらず、被害者側の落ち度や自己責任を糾弾する論説を惹起する、あるいは、トランスジェンダー、異性装者、同性愛者、法令の範囲内で就業している性産業労働者等が、これらに対して不寛容な心情を有する県民らから、その言動について誹謗中傷される根拠とならないか強く懸念する。 全体的に見て個々の県民に何を求めているのかが必ずしも明らかではなく、条例の趣旨や名宛人を不明確にしかねない。道徳的な呼びかけであれば法的効力を有する条例の条項にすることは慎重であるべきと考える。	ご意見の趣旨を踏まえ修正
		3条4号	根絶されるべきは、「二次的被害」ではなく、「二次的加害」である。	ご意見の趣旨を踏まえ修正
		4条全体	性被害者に対する社会的偏見を是正するための啓発・教育を目指す点は評価できる。しかし、現在では、加害者に対するカウンセリングなどの支援が犯罪防止に資することが認知されており、その加害者支援に対する項目が基本理念に明示されていないことは、支援ではなく厳罰化を目指すものとも受け取られかねず、不当である。	加害者の社会復帰の支援は性犯罪の再発防止のために行うものであり、被害者の支援と同列には位置付けられませんので、基本理念ではなく、具体の施策に位置づけています。
		4条1項	同項2号の「性暴力の加害者を生まない社会づくりの気運を醸成する教育」とはどのような教育なのか不明である。ここでは社会教育と共に、子どもたちに対する正しい性教育を行うことが重要であると取り上げられるべきである。また、同項3号の「二次的被害」は、「二次的加害」である。	教育・研修の内容及び対象者については、第11条以下に規定しています。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
6	法人	4条2項	同項1号について、「求めがあったとき」でいいのか疑問である。被害者の意思は尊重されるべきであるが「求め」が必要とされなくてもよいのではないかと考える。 同項4号で、「学校、施設、病院その他の児童福祉又は障がい者福祉に関連する業務を行う団体又は機関の職員、従業員等」に対して、「子ども等を見守り、その性被害を早期に発見し、阻止する責務を有することを自覚して行動」し、「発見したときは、関係機関に通報」するなどの「必要がある」とされているが、これが努力規定なのか、法的な義務なのかが不明である。法的義務だとすると、その内容が不明瞭であるし、個人に非常に重大な義務を課することになるため、今回のような短期間でのパブリックコメント募集で済ませるのではなく、十分な議論を経た上での慎重な検討が不可欠である。	ご意見の趣旨等も踏まえて修正
		5条	1項において、県の責務は、情報及び知見の提供並びに市町村への支援がまず規定されているが、その程度でよいのか。 2項には、「連携体制を整備し」「総合的施策を講じる」とあるが、むしろ、県が主体的に何か具体的な施策を実施すべきではないか。他方で、民間団体への支援は「努める」程度にとどまるのは問題ではないか。	ご意見の趣旨等も踏まえて修正
		6条	「防犯意識の向上と防犯行動の実践を促進」との文言は、被害に遭うのは被害者の防犯意識が足りないからであるというメッセージと受け取られかねない懸念がある。	ご意見の趣旨等も踏まえて修正
		7条	同条の責務は、法的義務なのか、道徳的義務なのか、政治的目標なのかが不明確であるし、「性暴力」「性被害」の定義も不明確・曖昧であるから、事業者、就業者及び県民に混乱を生じさせ、萎縮効果又は過大な反応を誘引する危険がある。 もともと、セクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法を受けて「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」で国から具体的な指針を定められているところであるから、仮に努力義務であるとしても上乗せすることが法律上許容されているのかということや、複数の県で事業をしている事業者は福岡県内の場合だけ特別な措置をとるのかということ等の問題がある。 また、「性被害を申告」しただけなのに「守る」前提で対処しなければならないとすれば、事実調査の公平性にも問題が生じる。少なくとも「性被害を申告した者を守らなければならない。」は、「性被害を申告した者に対し、適切に対応しなければならない。」に修正すべきである。そもそも、こういった勤労条件については国が一律に定めるべきもので、条例で定めるということそのものにも疑問がある。 なお、セクシャルハラスメントに関する事業者の努力義務については、他の性暴力防止に関する条項内容と次元が異なるように思われる。	本条例に基づく法的な義務ではありませんが、過大なものとならないよう、ご意見の趣旨も踏まえて修正しています。また、性被害の申告と「守る」についても、修正しています。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
6	法人	8条	本条項は、県民の責務として唐突に規定されている。そもそも、条例において県民一般に対して法的な意味での防止義務を負わせることは相当ではない。県民に対し、「可能な範囲で」との限定があるにせよ、「これを傍観することなく、被害の発生及び継続を防止するための可能な範囲で積極的に行動する」責務や、「性被害者が望むところに従い、その困難と苦痛を軽減するため必要な対応」をする努力義務を負わせることは、法律に基づかずに国民のうちの福岡県民のみに新たな義務を課すものであり、再度慎重に検討されるべきである。 また、性被害に直面したときの状況は様々であり、一概に「積極的に行動する」「困難と苦痛を軽減するため必要な対応を行う」ことが望ましい、あるいはそのようなことが可能だとはいえない。これを一面的に規定することで、かえって、性暴力への対応について誤解を生むおそれがある。しかも、「性被害者が望むところに従い」とあるが、性被害者はその判断すらできないことも多い。本条項は、そうした事態への理解を欠いている。 さらに、被害者の意向確認やその支援は、子どもやLGBT当事者等を含む性暴力被害者の支援についての専門知識を有する者であっても困難を伴いがちであるところ、広く県民一般の責務とすることによって、かえって二次的加害を招きかけないのではないかと懸念する。 なお、本条項は責務という表現を用いており、宣言規定の趣旨と解する余地もあり、ここでいう責務は道徳的な呼びかけであるとも考えられるが、別の項において県の責務等に定められた自治体の責務と共通する文言となっており、県や自治体と個々の県民が負担する義務との差異も明確でないことから、かえって県や自治体の義務を曖昧なものにしかねない。	県民の責務については、ご意見の趣旨を踏まえて修正しています。
		9条	前条と同じ懸念がある。事業者の代表等に対しても、知事、県議会議員、市町村長及び市町村議会議員と同様に垂範すべき立場にあることや性暴力抑止に取り組むべき旨が規定されており、事業者の代表等に過度な負担を課することになる。 また、事業所においては、セクシャルハラスメントについて男女雇用機会均等法に防止義務の定めがあるが、これと本条項とはどのような関係になるのか不明確である。	率先垂範義務は、必要と考えていますが、事業者についてはご意見どおり削除しています。
		10条1項	禁止行為とされる「性暴力となる行為」の定義が2条3項の規定では曖昧である。	本条例で「行ってはならない」「性暴力」の定義としては、現在の案で性暴力とならない行為と区分できると考えています。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
6	法人	10条2項	「性暴力又は性被害に関する情報」の定義がされておらず、文言が曖昧に過ぎる。条文上は、事実報道も禁止対象となっているようにも読めるし、被害者が自らの被害を他者に伝えることや、被害者を支援する関係機関相互で情報を伝達することまで禁止されることになりかねない。二次被害の防止という趣旨ならば、それに見合うように要件をしっかりと整理して定めるべき。 なお、性暴力について、被害者らが自らの被害について述べ、社会に対して告発することが、他の声をあげられない被害者らへの大きな力付けとなることは、いわゆるmetoo運動などからも明らかである。さらに、現状では被害実態があまり明らかにされていないが、将来起こりうるLGBT当事者等による様々な被害の告発についても同じことがいえる。	ご意見の趣旨等も踏まえて修正
		11条、12条	同条の趣旨は理解できなくもないが、大学等に限らず教育機関に対する過度な公的介入を認めかねないものであり、全体的に規定文言を見直す必要がある。 なお、性暴力をなくす（減らす）ためには、確かに教育が非常に重要であるが、教育こそは「抑止」のためでなく、性暴力の根絶ないし性暴力をなくすためであればならないのではないかと。「抑止」という文言では弱すぎる。	ご意見の趣旨等も踏まえて修正
		14条	弁護士会との連携などについて規定されているが、事前にどのような連携が可能なのか等について弁護士会や関係機関との実質的な協議が行われていない。実効的な条例とするためにも、関係機関との意見交換や協議を行い時間をかけて制定すべきである。 また、2項4号の「精神医学的支援」は、被害直後に限定されず、中長期も含まれるようにすべきであるし、同5号の「法的支援その他必要と認められる支援」については具体的にどのような支援であるのか特定すべきである。 なお、本条に定める「支援センター」は、県が新たに設置する機関であると思われるが、当会は、「行政機関及び民間団体等との相互協力と緊密な連携によって、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を効果的に推進すること」を目的として設立された福岡県犯罪被害者支援協議会の会員団体である。そのため、新たな「支援センター」と連携すること自体については、積極的に考えている。	ご意見の趣旨等も踏まえて修正

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
6	法人	15条	現在、県が設置している「性暴力被害者支援センター」の業務は、(公社)福岡犯罪被害者支援センターに委託されており、同センターの支援員に対し性犯罪被害者等から弁護士による法的支援の要望があった場合、同センターを通じて性暴力被害者支援に精通する個々の弁護士に要望が伝えられ、当該弁護士は、公費負担制度あるいは日弁連法律援助委託事業を利用するなどして、性暴力被害者等から個別の依頼を受けて法律相談のほか専門機関への同行や助言を含めた法的支援を行っている。 これを超えて、さらに14条及び15条において弁護士会に対して求められる支援の内容が不明である。しかも、本条に定める「支援センター」と既存の「性暴力被害者支援センター」との関係は曖昧であるうえ本条では、当会と「支援センター」あるいは県との間の具体的な連携内容は全くもって不明である。特に当会が県との連携のもとで直接あるいは間接に法的支援に関わるとすれば、「支援センター」との情報共有の在り方、相談者の秘密保持や情報管理等が問題となり、当会の態勢整備についてもクリアすべき課題が多いと思われる。	ご意見の趣旨及び他の法人からの意見も踏まえて弁護士会を削除

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
6	法人	17条、18条	加害者に対して、更生と社会復帰のための支援を自治体が行うことには賛成である。 しかし、個人の特定を伴う前科情報は、高度にプライバシー性の高い情報であり、前科となる判決を受けた者が社会復帰に努め、新たな生活環境を形成していた場合に前科情報を公表されない権利は、憲法13条によって保障されることは最高裁判決によっても認められている。よって、罪を犯した者に対し、住所や連絡先、罪名などの届出を強制することは、プライバシーの権利や居住の自由に対する不当・違法な侵害となりうる。 また、18条で、指導プログラム又は治療を県が提供すると規定しているが、前科を有する者が申し出たときに提供するのであれば、事前に住所や前科の届出を強制する必要はない。したがって、本条例案の目的のためにこのような届出義務を課す必要はない。本条例案が、真に加害者の更生への支援を考えるのであれば、前科の届出義務はかえって更生を妨げるものであるから規定するべきではなく、加害者が抵抗なく自らすすんで社会復帰への支援を求めることができるような制度を調査研究して、具体的に本条例案に規定するべきである。 さらには、18条には加害者支援の「受け皿（システム）」が明示されておらず、治療プログラム受講先や治療機関の確保が可能なのか不明である点や、加害者支援に対する予算措置の規定がなく加害者が自己負担を求められる可能性がある点など、実効性が疑われる規定になっている。	本条の規定による住所等の届出義務は、一定の再犯性が高く、かつ、その被害者が児童という重大な性犯罪を犯して受刑した方が、再び性犯罪を犯すことがなく、平穏な社会生活を送れるようにするための社会復帰支援を行い、その副次的な効果として、少しでも児童に対する性犯罪の防止効果が期待できることから、制度化したものです。 社会復帰を支援するためには、県の担当者等が面会し、社会復帰に資する公的制度や支援団体等に関する情報の提供、助言、生活指導等を行う必要があります。そのためには支援対象者の所在地等を知る必要があります。また、支援の手を全ての対象者に届け、見守る必要があることから義務付けるものです。出所した後、社会との接点をなくすと、当該元受刑者にとって様々なリスクと不利益が発生します。逆に、県の担当者等が面会することは、強制を伴うものではありませんから、決して、元受刑者に不利益を与えたり、その自律権を侵害するものではありません。もちろん、取得した情報は公表したり、届出者が望まない形で利用されることもありませんし、居住を制限するものでもありません。したがって、憲法には、いかなる形でも反しないと考えています。先行する大阪府の例でも、初めは、届出の趣旨が理解できず嫌だったが、結果的に良かったとの意見を述べる方が多数を占めていると聞いています。本制度のメリットについてご理解をいただければ幸いです。
		19条	1項の「加害者と被害者の接近を確実に避けるための措置を講じ」とは、具体的にどのような措置を想定しているのかが不明である。	文言を修正しています。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
6	法人	20条	性暴力被害者を単なる性犯罪の客体・証拠資料と考えているわけではないことを明らかにするべく、性感染症の予防・治療や妊娠の有無についての確認・状況に合わせた対応についても記載すべきではないかと思う。	ご意見の趣旨を踏まえて修正
		21条	本条の趣旨は理解できるので反対するものではないが、男性被害者やLGBT当事者（特に男性同性愛者やトランスジェンダー等）に対するシェルター提供について、どのような見通しをもって条項化しているのかが不明であることから、この点についても明示すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえて修正
7	法人	11条	児童・生徒が被害に遭わないようにし、万が一、不幸にも被害に遭った場合にも適切に対処できるようにするためには、児童・生徒が性暴力の実態を十分理解し、防止策や対応策について正しい知識を持つことが大変重要であり、条例は意義あるものと考えます。	ご理解ありがとうございます。
			講師となる「性暴力及び性被害に関する専門的な知識及び経験を有する者」について、その確保を含む派遣体制の構築や派遣費用について、県が責任を持って対応してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえて修正いたしました。
			私学は、学校数や生徒数が多く、「性暴力及び性被害に関する専門的な知識及び経験を有する者」の確保は容易ではなく、その費用も負担するとなると経営の厳しい私学の対応は困難になるので、県の対応が不可欠です。	
			講師について、学校内の人材の活用など、柔軟な対応ができるようにしてほしい。また、その前提として、教材等の資料の作成、講師となる者に対する事前研修の実施などの必要な支援について、県が責任を持って対応してほしい。 全てを外部講師等で対応できない場合も考えられるので、教師等の学校内の人材での実施も認めるなど、講師等について学校が柔軟な対応ができることが必要です。また、教材等の資料作成やそれらを活用した指導方法等を学校に一任されると実施は困難なので、県の支援が不可欠です。	講師等については、専門的な知識・経験が必要なため、県の方で選定する仕組みとしています。ただし、その派遣については、各教育機関と調整の上、県が支援することを予定しています。
			実施方法や回数、対象者等、学校の判断で柔軟な実施が可能となるようにしてほしい。 学校では、学習指導要領の改定への対応はもとより、飲酒運転撲滅、薬物乱用防止、暴力団排除、租税教育など様々な教育ニーズに対応しています。このため、昨今、授業時間の確保は困難を極めており、学校現場で様々な教育課程の工夫を行うことにより、何とか凌いでいるところです。したがって、性暴力抑止等に関する教育に関しては、学校の判断で、柔軟に実施できるようにすることが不可欠です。	私立学校における本教育の授業時間その他の実施方法については、県が派遣する専門家による授業という点以外、公立学校での成果を踏まえて各学校の現場で柔軟に対応していただける規定としています。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
8	法人	全条	条例の制定に反対である。 内容の制定が極めて不十分であり、県民に概念の曖昧な義務を追わせ、かつ出所者に住所届出を追わせてまで制定をすべき必然性が見当たらない。 また、性暴力全般に対する思い込みによる条項が散見され、性暴力被害者や、現場で支援をする専門職らの見識を調査・反映した内容と考え難く、場合によっては二次加害誘発のリスクさえ伴いかねない条例であることを強く懸念する。 なお、各条項に対する個別の意見は、No.6と同意見である。	本条例の必要性について、是非、ご理解をいただきたいと思います。性暴力の問題に、まだ、正解はなく、また、その社会における理解の進捗度によっても、必要とされる取組は変わってきます。そこは、現場で実績を積み重ねて来られた方々のご意見を踏まえて、見直し、修正を図っていく必要があると考えており、第16条の規定は、そのために設けています。ご協力をよろしくお願いします。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
8	法人	17条	実効性が期待できない。 福岡県弁護士会が発出した会長声明のとおり、極めて問題が強い。 また、そのような条例を制定したとしても、住所届出義務に見合うだけの実効性のある加害者更生支援が実施できるとは到底考えられない。このことは、本年1月に大阪府が条例施行5年を受けて公表した、「子どもを性犯罪から守る条例」の運用状況の見直し報告からも明らかである。 まず、大阪府の運用状況によれば、届出率（平成30年1月1日から同年6月30日）は63%（仮出所者63%、満期出所者64%）に対して、過料の適用はなしとのことである。 また、届出者に対する支援率も、集団強姦では0人・0%（届出2人）、強盗強姦でも0人・0%（届出3人）、強姦では8人・29%（届出28人）、児童ポルノ6名・43%（届出14名）、強制わいせつ32人・46%（届出70人）等と著しく低い。すなわち、大阪府の条例に基づけば届出義務を有すると思われる者のうち、47%の者は届出をしておらず、届出をした者に対する支援も行き届いていない上、特に重大な犯罪を犯した者に関してはほとんど支援がなされていないということである。 結局、大阪府の条例による住居届出義務では、支援を受けるか否かは本人の任意の判断によると考えざるを得ず、そもそも、出所者全員に一律に届出義務を課し、かつ過料の制裁を設けるという制度そのものが破綻していると言わざるを得ない。 もちろん、かかる制度が、出所者に対して支援を受けることを促す契機となる効果や、支援を受けた者に何らかの効果があり得ること（ただし、今後の検証を要すると考える）そのものは否定しない。 しかし、そのような効果や、支援をする意欲がある者・支援をしやすい者に対する支援は、かかる住所届出義務を課さなくとも実現し得るものであり、府民一般に、他の都道府県の市民が課されていない過料の制裁を伴う義務を課すことへの根拠になりえないことは明らかである。 他方で、福岡県が今回検討している条例について、17条について、大阪府の運用上状況から明らかとなった問題点を解決し得る対応は、何ら含まれていない。 加えて、福岡県が、届出をさせた住所状況について、どのように管理をし、かつ万が一の漏洩その他の不適切な取扱を行った場合に、その責任についてどのように担保するのかについても、全く不明である。	意見の3番と6番の本条に関する当議会の考え方をご参照ください。なお、大阪府における届出の割合が60%程度であることを、その程度では意味がないと評価するのか、60%も届出がされており、その分だけ、確実に再犯防止の効果があると評価するのか。当議会では、後者の評価をしています。性犯罪、性暴力の根絶は、教育等による長期間の取組が必要で、未だ、これといって決め手となる手段は見出されていません。しかし、だからと言って取組は、試行錯誤であっても継続していく必要があると思います。その中でも、少しでも確実な効果が見込める本条は、この条例に不可欠のものと考えています。ご理解いただければ幸いです。